成人予防接種のお知らせ

◎問い合わせ
本庁健康増進課 成人保健係（☎ 34-2905）
江刺総合支所健康福祉グループ（☎ 34-2523）
前沢総合支所市民福祉グループ（☎ 34-0275）
健康増進プラザ悠悠館（☎ 46-2977）
衣川総合支所市民福祉グループ（☎ 34-2370）

❶高齢者肺炎球菌感染症の予防接種が始まります

肺炎は、高齢者の死亡原因の上位を占める病気です。肺炎を予防するためには、肺炎球菌ワクチンの接種が有効とされています。

市は、生涯で初めて肺炎球菌ワクチンを接種する対象年齢の人へ、接種費用を助成します。対象者には７月下旬に接種券（はがき）を送付します。接種期間を過ぎると費用は全額自己負担になりますので、希望者は必ず期間中に接種しましょう。

■助成対象　次の両方に当てはまる人

①過去に肺炎球菌ワクチンの接種歴がない人
②本年度に次の年齢になる人

年齢	生年月日
65 歳	昭和 29 年４月２日 ～ 30 年４月１日
70 歳	昭和 24 年４月２日 ～ 25 年４月１日
75 歳	昭和 19 年４月２日 ～ 20 年４月１日
80 歳	昭和 14 年４月２日 ～ 15 年４月１日
85 歳	昭和 ９ 年４月２日 ～ 10 年４月１日
90 歳	昭和 ４ 年４月２日 ～ ５ 年４月１日
95 歳	大正 13 年４月２日 ～ 14 年４月１日
100 歳	大正 ８ 年４月２日 ～ ９ 年４月１日
101 歳～	大正 ８ 年４月１日以前

65歳未満でも助成対象になる場合があります

60 歳以上 65 歳未満で、
▶心臓や腎臓、呼吸器の障がい
▶ヒト免疫不全ウイルス
上記のいずれかで身体障害者手帳１級の交付を受けている人は、申請をすると助成対象者と同額の自己負担額で接種を受けられます。詳しくはお問い合わせください。

■自己負担額
4,000 円
※生活保護世帯、平成 31 年度市民税非課税世帯の人は無料
※東日本大震災およびその余震で、住宅が全半壊・全半焼した人は、申請すると自己負担金が無料になる場合があります。接種を受ける前に問い合わせ先で手続きをしてください。

■接種期間
８月１日㈭～令和２年３月 31 日㈫

■接種場所
市内または金ケ崎町内の指定医療機関（接種券に医療機関一覧を掲載）

■持ち物
接種券、身分証明書（健康保険証など）、必要な人は自己負担金

■その他
予診票は実施医療機関と問い合わせ先に備えています。

❷風しん抗体検査・予防接種が無料で受けられます

昭和 37 年度～ 53 年度生まれの男性は、風しんの公的な予防接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低くなっています。そのため、知らないうちに風しんにかかったり、周りの人にうつしたりする可能性があります。大人が風しんにかかった場合は風邪に似た症状が多いですが、妊娠初期の妊婦が風しんにかかった場合、**先天性風しん症候群**といって目や耳、心臓に障がいのある子どもが生まれる可能性があります。

風しんの感染拡大を防ぐため、期間中、抗体検査と予防接種を無料で実施します。対象者にはクーポン券を送付しますので、必ず検査を受けましょう。

■クーポン券送付対象
昭和 47 年４月２日～ 54 年４月１日生まれの男性
※昭和 37 年４月２日～ 47 年４月１日生まれの男性でクーポン券の発行を希望する人は、問い合わせ先にお電話ください。後日郵送します

■実施期間
令和４年３月 31 日まで

■実施場所
市内または金ケ崎町内の実施医療機関（クーポン券に同封の通知書に医療機関一覧を掲載）

■抗体検査・予防接種の受け方
①医療機関などでクーポン券を提出し、抗体検査を受ける（検査結果が出るまでに数日かかります）
②抗体検査の結果、十分な抗体をもっていない人は後日予防接種を受ける

お盆期間中の情報

※ 16 日㈮はいずれも通常通り運営します。

［市立病院・診療所の診療］

病院名	8/13㈫	8/14㈬	8/15㈭
総合水沢病院（☎ 25-3833）	通常診療（＊）		
まごころ病院（☎ 46-2121）	休診	休診	通常診療
前沢診療所（☎ 41-3200）			休診
衣川診療所（☎ 52-3500）			
衣川歯科診療所（☎ 52-3062）			

（＊）診療科によって休診の日がありますので、事前にご確認ください。

［コミュニティバスの運行］

バス名	8/13㈫	8/14㈬	8/15㈭
市営バス	日祝ダイヤ		
Ｚバス	羽田・黒石線のみ運行		
前沢バス	通常運行		
衣川バス	運休		通常運行

■問い合わせ
市営バス・Ｚバス…岩手県交通㈱江刺営業所（☎ 35-8520）
前沢バス…社会福祉協議会前沢支所（☎ 56-2148・有線 3968）
衣川バス…㈲衣川タクシー（☎ 52-3011）

［市役所の業務］……通常通り運営します
［ごみの収集（リサイクル・し尿）］……通常通り回収します

消費税改定に伴う 水道料金・下水道使用料のお知らせ

10 月１日から消費税率が 10%に改定されます。市の水道料金と下水道使用料は、**10 月１日以降に使用した分の料金から**、消費税率を 10%として計算します。ただし、９月 30 日以前から継続して使用している場合は次のとおり経過措置を適用し、**10 月の検針分まで消費税率８%**で計算します。

〈９月 30 日以前から継続して使用している場合の経過措置〉

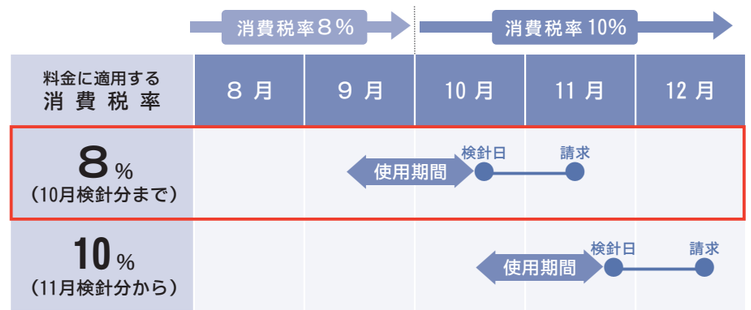

■問い合わせ
水道料金に関すること >>>>>>> **上下水道部お客様センター**（☎25-6700）
下水道使用料に関すること >>> **上下水道部経営課下水道経営係**（江刺総合支所・☎34-1517）